

令和2年第1回設楽町議会臨時会会議録

令和2年7月14日午前9時00分、第1回設楽町議会臨時会が設楽町役場議場に招集された。

1 出席議員は次のとおりである。

1 七原 剛	2 原田直幸	3 加藤弘文
4 今泉吉人	5 金田敏行	6 金田文子
7 伊藤 武	8 土屋 浩	9 山口伸彦
10 田中邦利	11 高森陽一郎	12 松下好延

2 欠席議員は次のとおりである。

なし

3 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席したものは次のとおりである。

町長	横山光明	副町長	原田和久
教育長	後藤義男		
総務課長	鈴木浩典	企画ダム対策課長	久保田美智雄
津具総合支所長	村松静人	生活課長	金田敬司
産業課長	後藤武司	保健福祉センター所長	山崎裕子
建設課長	佐々木智則	町民課長	大須賀宏明
財政課長	原田 誠	教育課長	遠山雅浩

4 議会事務局出席職員名

事務局長 村松浩文

5 議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 諸般の報告

日程第4 行政報告

日程第5 議案第42号

財産取得契約の締結について

日程第6 議案第43号

令和2年度設楽町一般会計補正予算（第3号）

日程第7 議案第44号

令和2年度設楽町簡易水道特別会計補正予算（第1号）

会 議 録

開会 午前8時59分

議長 皆さんおはようございます。それではただいまから会議を始めます。ただ今の出席議員は、12名全員です。定足数に達していますので、令和2年第1回設楽町議会臨時会を開会します。これから、本日の会議を開きます。

議長 本臨時会の議会運営並びに議事日程を、議会運営委員長より報告願います。金田敏行君。

5 金田(敏) 令和2年第9回議会運営委員会の委員会結果の委員長報告を行います。令和2年第1回臨時会の運営について、去る、7月7日と本日7月14日に議会運営委員会を開催し、審査した結果を報告します。

日程第1、日程第2は、従来どおりです。日程第3、諸般の報告は、議長より、例月出納検査結果、議員派遣の報告についての報告があります。日程第4、行政報告は、町長より報告があります。本日提案されている案件は、町長提出3件です。日程第5は、単独で上程します。日程第6と日程第7は、一括上程します。いずれの案件も本日採決します。

以上で委員長報告を終わります。

議長 ただいま、議会運営委員長から報告のありました日程で、議事を進めてまいりますので、よろしく願います。

議長 日程第1「会議録署名議員の指名について」を行います。本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、7番伊藤武君、及び8番土屋浩君を指名します。よろしく願います。

議長 日程第2「会期の決定について」を議題とします。本臨時会の会期は、本日1日間としたいと思います。御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。よって、会期は本日1日間と決定をいたしました。

議長 日程第3「諸般の報告」を行います。議長として、例月出納検査結果及び議員派遣について、報告します。

始めに、監査委員より地方自治法第235条の2第3項の規定により例月出納検査の結果について、令和2年6月実施分の結果報告が出ております。事務局で保管をしていますので、必要な方は閲覧をお願いします。

次に、議員派遣について、会議規則129条第1項ただし書きの規定により、議員派遣を別紙のとおり報告します。以上で諸般の報告を終わります。

議長 日程第4「行政報告」を行います。町長から、行政報告の申し出がありましたので、これを許します。

町長 みなさん、おはようございます。みなさん、議員各位におかれましては、公私ともご多用のところ、また、時折強い雨が降る中を、臨時議会開催をお願いしたところ、全員の皆さん方にご参集いただき、誠にありがとうございます。

それでは、行政報告をさせていただきます。まず、現在建設中の歴史民俗資料館、並びに道の駅清嶺、いずれも仮称についてであります。これまで仮称としておりました、「道の駅清嶺」ですが、改めて正式名称が決まりました。決定に至っては、町内の小中学生や高校生にお願いをして、多数の名称を考えていただき、この中での投票と、これによる、上位複数の候補名について、さらに町内代表者による選定会議を経て検討・協議の結果、最終的に「道の駅したら」ひらがなで「したら」と決定をいたしました。

また、道の駅としての登録も、7月1日に国土交通省に認めていただきました。建物単体ではなく、施設全体を道の駅として登録するため、建築中の資料館を含めた一帯を総称して「道の駅したら」といたしました。更に今まで、工事名として称していた歴史民俗資料館（仮称）についても、現存の郷土館としての建物を新たに移設することを踏まえ、従来からの名称である「奥三河郷土館」としてそのまま正式名として継続をいたします。

「道の駅したら」が、当町の産業・文化の拠点となるよう、来年春の開業をめざして準備を進めてまいります。

次に、先週の大雨、「令和2年7月豪雨」について報告をいたします。

梅雨前線の停滞に伴う大雨が、6月30日から長時間にわたり断続的に続きました。九州地方や岐阜県では、大変な災害が発生をしております。

当町では、6月30日火曜日、13:30に大雨警報、16:44に土砂災害警戒情報が発令されたため、町内に4箇所の避難所を開設したところ、4名の方が避難をされました。大雨警報は、7月1日の21:40に解除になりました。

7月4日の土曜日には、深夜1:10に大雨警報が発令され、丸一日、警報が継続し、夜23:54に解除となりました。

翌日の7月5日の日曜日の夜、23:37に、再び大雨警報が発令され、12日、日曜日の深夜0:50まで、約6日間、警報が継続され、その後解除となりましたが、本日、午前4:50に大雨警報が発令されて、現在も継続中があります。こうして、3たび、4たび、5たびと連続して警報が発令される状況であり、連日の長雨による、土砂崩れ等が心配となっているところで

もごさいます。

当町では今のところ幸いにして、大きな災害には至っておりませんが、崩土などによる通行止め、通行規制やバスの運休が頻発しており、その都度、広報無線でお知らせをしているところであります。

また、小中学校に関しては、新型コロナの影響で授業数が減ったことに加え、さらにこの警報発令のため、臨時休校となりましたので、授業数の確保に向けて現在検討を進めている状況であります。

また、まだ、こうして雨は続くようであります。梅雨明けが遅くなるとの情報もあります。引き続き災害につながらないように祈りながら、気持ちを引き締めて今後も対応していく所存であります。

本日は、財産取得契約1件、補正予算2件を上程させていただきます。慎重審議の上、適切な議決を賜りますようお願いを申し上げ、行政報告、並びにあいさつといたします。

議長 「行政報告」は終わりました。

議長 日程第5、議案第42号「財産取得契約の締結について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

副町長 議案第42号「財産取得契約の締結について」本議案のタブレット等の学習用情報端末機器の購入につきましては、6月の議会で補正予算を認めていただきましたが、契約から納入までに時間を要することが見込まれることから、少しでも早く利用できるようにするため、9月議会を待たず、今回臨時会を招集し、上程させていただいたものであります。

購入に係る契約の締結につきましては、設楽町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得、または処分に関する条例第3条に規定する予定価格700万円以上の財産の取得に該当し、指名競争入札により、取得金額を12,320千円として、落札者の教育産業株式会社豊橋営業所と仮契約を締結しましたので、本契約の締結にあたり、議会の議決を求めるものであります。

今回の財産取得は、児童生徒1人1台を整備するため、タブレット端末及びキーボードがそれぞれ164台と、充電保管器7台でありまして、次ページに入札に係る参考資料を添付してありますが、7月3日に6社による指名競争入札の結果、3社による応札で、税抜き11,362,200円の予定価格に対し、落札価格は税抜き11,200千円、落札率は98.57%で具体的な資料は、参考資料に記載したとおりであります。以上です。

議長 提案理由の説明が終わりました。議案第42号の質疑を行います。質疑はありませんか。

(「ありません」の声)

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。討論を行います。討論はありませんか。

(「ありません」の声)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。議案第 42 号の採決をします。採決は起立によって行います。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

議長 起立全員です。議案第 42 号は、原案のとおり可決されました。

議長 日程第 6、議案第 43 号「令和 2 年度設楽町一般会計補正予算(第 3 号)」、日程第 7、議案第 44 号「令和 2 年度設楽町簡易水道特別会計補正予算(第 1 号)」を一括して議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。

副町長 それでは、議案第 43 号と、第 44 号を一括で説明させていただきます。

議案第 43 号「令和 2 年度設楽町一般会計補正予算(第 3 号)」について説明します。今回の補正予算は、歳入、歳出、それぞれ 64,213 千円を追加し、予算総額を 7,670,832 千円とするものであります。

それでは、歳出の説明書の 6 ページ、7 ページをお開きください。この度の補正予算は、緊急的な空き家対策、及び、町道管理に係る災害対応の重機借上料の追加を除きまして、すべて新型コロナウイルス感染症対策経済支援に係る、緊急措置の補正予算であります。

まず、2 款総務費 1 項 3 目電子計算費は、全体的にオンライン会議及び動画の活用に係る情報発信機器の整備等に要する費用であります。11 節需用費はオンライン会議の実施に要するケーブル等の消耗品、及び各種ソフトで、14 節使用料は、2 台のライセンス使用料であります。18 節備品購入費のパソコンソフト、デジタルカメラ・付属機器、及び最下段の広報用マイクは、感染症拡大防止により、ホームページ等に報告会等の映像や情報を動画で撮影、発信するための情報発信機器であります。また、事務用パソコンは 2 点の内容でありまして、1 点目はオンライン会議用のパソコン 5 台で 1,236 千円、2 点目は在宅勤務、分散勤務用として 20 台のタブレット端末、及びキーボードの電子機器の整備費 4,629 千円、あわせまして、ペーパーレス会議の推進に活用するため、新規に 5,865 千円を計上しています。続いて、プロジェクター及びパソコン周辺機器はオンライン会議用のプロジェクター、スクリーンを始め、ウェブカメラや、集音型マイク、スピーカー等の周辺機器であります。

4 目自治振興費は感染症予防対策について、身近な行政区単位で地域住

民の意識の高揚を図り、一体的に取り組むことで、自治力を高めるため、新たな地域づくり交付金として、必要な感染症予防用品の購入について、1行政区3万円を上限に交付するものであります。

3款民生費1項9目新型コロナウイルス感染症対策費の11節需用費は、感染症予防に係る用品として、社会福祉施設、小中学校やイベント等で配備する非接触式体温計をはじめ、福祉避難所における仕切り用パネル、備蓄用のマウスシールドや、公共施設における手洗い、除菌等の衛生用品であります。19節の特別定額給付金は、先の専決予算における、外国人登録者の未計上分の22名分、220万円を追加すると共に、最下段の町単独分特別給費金は、国の基準日4月27日の翌月から、来年3月31日までに生まれた子供を対象に、町単独で支給するため、1人10万円を計上するものであります。国庫補助金につきましては、22名分を加算した、4,666名で既に申請していますので、全額が補助対象でございます。中段の介護サービス利用者負担助成金は、デイサービス等の通所系サービス事業者、及びショートステイ等短期入所系サービス事業所について、コロナ感染症拡大防止対策により、本年6月から介護報酬が加算されたことに伴い、サービス利用料の自己負担分も連動して増加となったことから、来年3月までの個人の当該増加分を助成するものであります。次の地域支援事業助成金については、町内の地域介護予防活動支援金の交付団体に対し、感染症拡大防止対策として、マスク、消毒液、体温計等の購入費や、有料の公共施設の使用料について、従来 of 活動支援交付金に、各団体上限5万円を上乗せして、950千円を追加補助するもので、19団体を見込んでいます。

8ページ、2項児童福祉費1目児童福祉総務費は、先の子育て世帯臨時特例給付金の対象外であった、高校2年生、3年生60名をはじめ、所得超過世帯15名、及び、本年度中に生まれる見込みの子供7名に対し、1人1万円の給付金を交付する、町単独事業の追加補正であります。

6款商工費1項1目商工総務費の8節報償費は、新型コロナウイルス感染症対策にかかる経済支援、及び子育て世帯の応援事業として、18歳以下、440名の子供を対象に、1人あたり5千円分の商工会商品券を配布する事業でありまして、12節役務費は商品券を送付する費用であります。また、11節及び13節は、前回のプレミアム付商品券事業の第2弾としまして、町内飲食店を対象としたプレミアムお食事券事業であります。具体的に、11節需用費は啓発用のぼり旗の作成、お食事券及びポスター、チラシ等の印刷に要する費用で、13節委託料は、額面500円券10枚のお食事券、5千円分をプレミアム率100%の2,500円で販売するため、320冊分の町負担分、8,000千円に、3%の販売事務換金手数料を加えた、8,480千円を計上し、

設楽町商工会へ委託するものであります。なお、購入の上限は一人5冊、25,000円であります。

7款土木費2項2目道路維持費の重機借上料は、町道奥三河線の法面の支障木伐採除去、及び今回の長雨等による崩土除去、倒木処理、落石除去等により、予算額の約80%を既に執行済であり、今後の台風災害への対応を踏まえ、大きく不足が生じますので追加補正をするものであります。10ページ、4項1目住宅費は、先週8日の空き家対策協議会において、1件が新たに特定空家として認定され、本年2件目の空家の解体作業が実施される見込みにより、解体費補助金を1件50万円追加するとともに、報酬については、予算計上の2回分を既に執行したことにより、今後実施予定の1回分を追加するものであります。

9款教育費1項2目事務局費は、6月補正のタブレット購入費について、コロナ臨時交付金を充当できなかった額を、交付金に今回振り替える財源構成であります。3目新型コロナウイルス感染症対策費は、今回新たに小中学校等における感染症対策に要する費用として、新たに設ける目であります。

11節需用費の上段の消耗品費は、つぐグリーンプラザのプールにおいて、従来のマットから水洗いや消毒のできる抗菌すのこに変更するもので、その下段の消耗品費はハンドソープ液体及び固形の石けん、消毒用スプレーボトル等の衛生用品に加え、この夏の学校生活における、熱中症対策として、補水液、スポーツドリンク、冷感タオル等の予防用品を、それぞれ児童生徒の規模に応じて教育委員会が購入し、各学校に配備するものであります。

18節備品購入費は、児童生徒が3密になりやすい、講堂、教室、職員室、保健室等において、各学校から要望のあった紫外線ランプを内蔵した、空気清浄機を可動式は24台、天井取り付け式が27台で合計51台を設置する補正であります。次の簡易テントは、熱中症対策備品として、この夏の屋外授業や、行事等における休憩場所に設置するため、各学校あたり1台の7台分であります。

次の、設楽中学校から15ページの津具小学校までの経常予算は、学校再開後の感染症予防対策及び学習の補償に係る経費として、補助率2分の1の国庫補助事業であります。具体的には、Wi-Fi機器リース料のみ各校共通経費として、それ以外は必要とする物品を各学校単位で自由、かつ迅速に調達できるよう全体で1学校100万円を上限に、各学校で積算・要望された消耗品費及び備品購入費であります。

15ページ、4項5目町民図書館費は、国の臨時交付金メニューの「図書

館パワーアップ事業」に該当するものとして、町民図書館及びつぐグリーンプラザ図書室の図書館蔵書情報オンライン事業に要する費用を新規に計上しています。13節委託料は、図書の蔵書状況の検索や、予約ができるよう、既存システムを改修する費用で、14節は稼働見込みの9月以降の月額使用料であります。18節備品購入費については、このパワーアップ事業として図書の購入が認められたことから、蔵書の充実を図るため、各々図書購入費として100万円をそれぞれ計上しています。また、感染症予防対策としては、アルコール消毒のできない図書を殺菌するため、図書殺菌庫を2台及び、送風機6台を設置する予算であります。

続きまして、歳入について、4ページ、5ページをお願いしたいと思います。15款国庫支出金2項2目民生費国庫補助金、2節の新型コロナウイルス感染症対策費補助金は、歳出の特別定額給付金22名分に係る全額補助であります。また、地方創生臨時交付金の二次交付額は、212,230千円ありますが、今回の補正額は、コロナ関連の町単独分に、国庫補助金に係る補助裏分を合わせて38,980千円の一般財源に、6月補正における一時交付金で充当できなかった、タブレット端末に係る8,862千円を加算して計上したものであります。

また、5目の住宅費に係る、特定空き家解体費補助金への国庫補助金については、国は事業費の2分の1補助、県は4分の1補助で、250千円、125千円をそれぞれ計上しています。

7目教育費国庫補助金1節小中学校費補助金は、臨時休校が終わり、学校再開後の感染症予防対策、学習補償等に係る支援事業における、小中学校各校100万円を補助対象経費として、補助率の2分の1ですが、学校保健特別対策事業費補助金として新規計上をしています。

16款県支出金2項県補助金1項商工費県補助金は、歳出のお食事券に係るプレミアム分8,000千円の2分の1にあたる4,000千円を計上しています。6月補正の10,000千円に加え、元気商店街推進事業費補助金の補助金の上限額14,000千円を全額で申請していることとなります。

19款繰入金1項3目財政調整繰入金は、前回地方創生臨時交付金の未充当分である、8,860千円を交付金に振り替える一方、今回の補正における特定空家対策の一般財源158千円と、重機借上料15,000千円を税源調整した額であります。

続いて、議案第44号「令和2年度設楽町簡易水道特別会計補正予算（第1号）」について説明します。今回は繰越明許費のみの設定でありまして、予算総額は、910,062千円で、変更はありません。

第1条の繰越明許費につきましては、1ページの第1表に記載する、施

設整備費の配水管等布設工事はタコウズ川取水施設及び導水管の布設工事であります。令和元年度から継続している導水管布設工事の財源は公共補償費でありまして、ダム工事事務所との調整に時間を要しているため、工事の発注時期が遅くなり、年度内完了が見込まれないことから、245,000千円を繰越明許費の限度額として、本議会の議決を得て次年度に繰り越して執行するものであります。以上で説明を終わります。

議長 提案理由の説明が終わりました。質疑は1件ごとに行います。議案第43号の質疑を行います。質疑はありませんか。

8 土屋 コロナ対策がほとんどだという説明だったと思いますけども、お金を使う場合にですね、町内で消費をしていくということも大きなコロナ対策になるとはいうふうには考えているんですけど、例えばですよ、空気清浄機をたくさん入れられるというようなところで、町内業者に発注をするというようなことの想定はされているのかということをお聞きしたい。

教育課長 町内消費に関しましては、これに限らず、学校にはできるだけ活用してくださいね、と常々お願いしているところでもあります。で、今回も各校からの調整をしている中ですけれども、ベースについても、町内で対応できるものであるということも確認しながら進めております。

議長 ほかありませんか。

6 金田(文) コロナ対応の特別地方創生臨時交付金、とても助かるなあと思って拝見していました。様々な工夫をしていただいてありがたいことなんですけど、ちょっと疑問点がありますので、お聞きします。商工費のプレミアムお食事券が今度新たに補正で上がってきているんですけど、6月補正のときにやったプレミアム商品券との違いというか、プレミアム商品券のときはお食事にも使えるんだなと思っていたのですが、その辺重なって使い道いいのかどうかということ1点と、それと発売の時期、プレミアム商品券とそれから今度のお食事券、それぞれの発売の時期についてお知らせ下さい。広報の仕方についてもお知らせ下さい。

それから、土木費のところ、一般財源から15,000千円を財源として充当するという表現がありますが、えっとなんだっけ、忘れちゃった。ま、貯金にあたる財政調整基金から出されるというふうに理解するんですけども、歳入のほうが、財政調整基金からは6,296千円になっていて、このところの食い違いは、先ほど説明あった財源構成のところのタブレット端末のここの絡みかな、というふうには金額的には推察するんですけども、そのところもうちょっと詳しくわかりやすくお願いします。

それから教育費ですが、学校保健特別対策事業費補助金は、補助率の2分の1なんです。そうすると町の財源から2分の1持ち出さないといけな

いわけですが、コロナの対応の地方臨時創生交付金、あれだったら10分の10もらえるのじゃないかと思って疑問に思ったのですが、その辺はコロナ対応の創生金の利用ではなく、こっちを利用するという意図みたいなことをお聞きします。

最後に簡易水道の特会の補正についてお聞きします。後ですか。はい、じゃあ後にします。以上です。

産業課長 今議員の質問にありました、今までの商品券の違いはどうかというところをまず説明させていただきます。今までの商品券につきましては、もちろんのこと、商店、飲食、要望のあった事業者様でみなさん使えるということになっております。今回の出します食事券につきましては、特に今回のウイルスで影響が大きかったというところで、旅館業の方とか、宴会ができなかったものですから、そのところで支援を行いたいというところで、決め打ちとして食事のできるどころとさせていただきます。この残りの400万につきましては、県の元気事業がありましたので、その分も合わせてということで、800万円のプレミアムをつけるということで考えてさせていただきます。

それと広報につきましては、あ、すみません、発券につきましてはですね、8月に前回のプレミアム商品券を発行します。これが8月3日からとなります。なぜ3日からかというと、土・日をはさんでおりますので、月曜日からしたいという商工会の意向がありまして、3日から発券となります。続きまして、先ほどの食事券のほうですけど、これにつきましては9月1日から6か月間、先ほどの券も同じで6か月間という決まりがありますので6か月間で行います。

広報につきましては、従前プレミアム商品券をやった時と同じように、回覧・広報・いろいろな商工会からのアプローチ、商店等ののぼり旗等を使いまして広報していきたいと考えております。よろしくをお願いします。

副町長 先ほどの15,000千円、説明の時に言ったんですけど、8,862千円の充当していない部分がありますので、それをコロナのほうの交付金に振り替えることによって、その差額が財政調整基金。それともう1点、各学校1,000千円、7,000千円の残りの350万円については、コロナの交付金を充当していますので。

議長 ほかありませんか。

9山口 2件だけお聞きいたします。7ページの19負担金及び交付金の新型コロナウイルス対策地域づくり交付金ですか。96万。もう少しちょっと詳しく説明をお願いいたします。区が大小ございますので、どういう考えでおられるのかをお願いします。

もう一つは、10 ページ以降、教育費ですけど、OA 機器等を入れるわけがありますけど、Wi-Fi の機器リース料と書いてありますけど、これは年間のリースなのか、月のリースなのか。毎年これ、毎年か毎月经費がかかるのか、その辺の説明をお願いしたいと思います。

企画ダム対策課長 1 点目の質問の、新型コロナウイルス対策地域づくり交付金の関係ですが、この交付金につきましては、この新型コロナウイルスの感染下の中で、各行政区の区長さんから、こういったコロナ禍の中でも区の中ではいろんなみなさんと会合したりとか、役員会をやったりとか、いろいろ話し合いをすることを避けることはできないということで、そういった中で、町として何か区のほうに、非接触型体温計ですとか、マスクですとか、除菌剤なんかを交付して頂くことはできないのかね、という相談をうけて、企画のほうとしましては、一律 3 万円と行政区によって人数の違いはあるわけですが、一律 3 万円ということで、そうした交付金の制度を設けさせてもらって、各行政区の区長さんにはその旨を伝えて、今 7 行政区の方からは「お願いしたいよ」という話もあって準備をしているところではありますが、まだ、申請のない区においても、そういうことをよく説明して、なるべく区でもコロナ対策のほうに気を遣っていただくということで進めていきたいと思っております。以上です。

教育課長 御質問、Wi-Fi 機器のリース料でございます。これは月額リース料を 6 か月間分みさせていただきました。6 か月間というのは、タブレットがすぐ購入できない、ちょっと遅れる可能性があるよということで、年末になるとか年明けになる可能性があるということなんです。早めの 10 月からの 6 か月間分をみさせていただきました。今年度分がこれだけかかるという形です。かける、以前の調査です。各学校でネット環境の整っていない子供さんが 1 名のところがある、5 名のところがある、6 名のところがあると確認しておりますので、それぞれをかける何台というふうに出した結果がこれでございます。

議長 よろしいですか。

3 加藤 14・15 ページのところの町民図書館費についてですが、これは内閣府のほうから出された事例の中の図書館パワーアップ事業の内容に基づいて計画をされたということで、大変図書が増えることはうれしいことではあるわけですが、図書が増えるだけでは、御承知のように小中学校がストップすると同時に図書館もストップするというような状況がうまれたことを考えると、図書が増えるだけではやっぱりだめだと。こちらの事例集のほうにも、蔵書を増やすこと、また蔵書情報のオンライン化や、インターネットの予約、郵送による貸出し等、読書環境の充実に向けた取組を実施す

るのに必要な経費に充当しましょう、ということが書かれているわけですが。そこで、オンライン検索回収委託、それから図書検索データシステムの使用料ということで書いてあるわけですが、昨日実は私設楽の図書館を開いたわけですが、図書を検索するというような機能があるのかなと思って、例えば著者名で検索するとか、書名で検索するとかいうことができるシステムに現在なっているのかなというのが大変不安になりました。で、新城を開いてみると、新城は図書館、規模も違うわけですが、書名で検索したり、著者名で検索したり、それを予約したりというシステムがきちんとその姿がみられたわけですが、それを構築するのに59万でできちゃうのかなというのが疑問で、そうした機能をこれできちんと作れる見通しで予算立てがしてあるのかどうかお聞きしたいと思います。以上です。

教育課長 今回、このような状況ですので、できるだけ来訪しないようにということで、オンラインの検索・予約ができるようにする形にするということで、今十分な形になっておりませんので、それをそういう形に改修するということをございます。金額につきましては、確かに私も素人の感覚ですけれども、高い、という感じはしないなというのが正直なところですが、これはこれまでの出入りの情報関係の業者等にいろいろ確認をする中で、この額でできるよ、というところの判断、判断というかですね、それをベースにしているところもありますので、それでやらせていただくところがあります。

議長 ほかにありませんか。

8 土屋 今、Wi-Fiの説明の中でですね、繋がらないところの個人宅の話がでていたと思うんですけども、個人宅、繋がらないご家庭に町が設置をして維持をしていくという考え方ですか。そこのところを説明してください。

教育課長 GIGA スクール構想の最初のときに、これに踏み込めなかったところは、個人でやっている方もみえるのでどうだろう、というところがありました。そこの検証が必要だなということで、そこでは踏み込んでおりませんでした。今回上げましたのは、購入で渡してしまうとちょっとまたそういう同じような危惧はあると思うんですけども、リースという形にさせていただいています。常に渡しっぱなし、預けっぱなしでは本来ではないな、ということで、今回のような長期の休みで、オンラインの対応、家庭学習が必要なときに限ってというか、そういうときにお渡しする、また戻していただくというような形で、オンライン授業に必要なときに貸与するという形で今回用意させていただいたものです。

8 土屋 Wi-Fi環境を、その必要なときに貸与するということですか。

教育課長 Wi-Fi環境を必要なときに整えられるように貸与するということで

す。常にオンライン授業を各家庭とやっているわけではありませので、その必要なときに、オンラインのやりとりができる機器を貸与するというか。

財政課長 専門外ですけど、査定した段階では、通常ですと、北設情報ネットワークに加入して、ラインを引き込むというのが本来だと思うのですが、それだと、結構な費用がかかりますし、今後のことも考えると果たしてどうなのかな、というのが当初の疑問でした。で、今回あげさせてもらったのは、携帯電話の電波を利用してインターネットが使えるシステムっていうのをリースする、ということです。ですので、用は単体の機械をぽこっと置くと、そこからインターネットが利用できるという感じだと思います。はっきり物を見ていないので私わからないのですが、そういうシステムをリースするということであります。以上です。

8 土屋 教育上必要なことは大変良くわかっているのですが、あくまでも貸与するという考え方で間違いないわけですね。貸す、例えば子供さんが卒業した時点では改修をするという考え方でいいわけですか。

教育課長 お見込みのとおりです。

議長 よろしいですか。

9 山口 Wi-Fi 関係で再度お聞きいたしますけど、今回のような災害等ある場合、家庭との、学校との通信教育ということが、設置すれば可能になるというふうに考えるわけでありまして、衛星通信、携帯を兼ね、携帯電波のタブレットとWi-Fiがセットになったものを貸与するというふうに受けとればそれでいいのか、家庭でやるというのはそういうことなら。だからそれを受信するWi-Fiをタブレットとセットで貸与しますよ、ということが一つと、もう一つはWi-Fiリースは年間計算すると約100万くらい弱かかるわけでありまして、その家庭と学校との利用頻度というんですか、災害以外の時にももちろん経費かけるわけですから、使っていくという計画があると想定するわけですが、その辺詳しく説明していただけますか。

教育課長 わかりにくい説明で恐縮です。タブレットは全員にこれから与えることでいきます、これから。で、それはそれぞれの子供さんが持つことがある。例えば家庭に持ってもらうことがあった場合、ただのタブレットですと、以前のここでの別の件で説明をしたことがありますけど、オフライン、それは通信ができなくても先にタブレットに情報を入れておく教科書の内容を入れておく、それを持って行って学ぶということで、教科書の代わりにデジタルとして見れるように、そういう使い方を想定しています、というのはここでお答えした記憶があるのですけれども、それとは別の、今度はオンラインが必要になるときもあるだろうと。先ほど補足も、

ヘルプもいただきましたけれども、携帯電話の電波が来ます、タブレットは持っています、それを媒介する通信機器、それがモバイルWi-Fi、今回リリースでやらさせていただこうというものがあまして、それがあることによって、タブレットが今までオフラインでしか使えなかったものがオンラインでできるようになると、いう趣旨での今回の予算計上ということで御理解いただければと思います。で、オフラインの使いかたとか、学校周辺を学ぶことにも使うというような説明を以前させていただいたこともありますけども、通常はそんな使い方ができるよ、で、今回のような第2波・第3波が想定されるようなときにはオンラインの使い方もあるよ、と。そういう場合には、この通信機がないとできないので、これをあげさせていただいたということで御理解いただければと思います。

議長 よろしいですか。

議長 それでは、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。議案第43号の討論を行います。討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。議案第43号を採決をします。採決は起立によって行います。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

議長 起立全員です。議案第43号は、原案のとおり可決されました。

議長 議案第44号の質疑を行います。質疑はありませんか。

5 金田(敏) 先ほどの説明でですね、配水管の、国土交通省の工事との兼ね合いでなかなか工事着手できないと、工期には完了できないということなんですけど、国土交通省の工事のほうは、もう完全に終わっているように見えるんですけど、どのような兼ね合いがあるんですかね。

生活課長 今回の導水管と取水施設ですけども、御存じのとおり、ダムの水没によって田口の取水が水没するというので、今回付け替える工事になりますけども、その工事ごとに補償内容が適正かどうか国のほうが中身を審査というか、中身を確認をしてから最終的な補償金額が決まってくるということで、その今作業をしている最中のございまして、そのへんの国のほうから最終的に、この工事内容でこの金額で補償金額これでオッケーだよということでまだご返答のほういただいておりますので、それが出しだい発注のほうをしたいと思っております。

6 金田(文) ただ今の御説明と関連があるのかもしれませんが、私が疑問に思ったのは、先ほどのタブレットなどのように急いで発注しないということも

のとは違っているのに、なぜ7月のこの補正でやるのかな、9月補正でもいいんじゃないのかなというふうに疑問に思いましたので、その辺お知らせ下さい。

生活課長 今回あげさせていただいたということで、今説明させていただいたように、国との補償の金額の協議中ということで、まだ協議が整っていない状況で、うちとしてもできましたら9月には発注をしたいなと思って準備がはしております。もし9月に発注するとすると、今回のこの金額ですと、工期的に年度内終了ができない。適正な工期を設けると、とても年度内では終われないような金額になってきますので、それで、9月に発注するとなると、起案の時点で工期を設定しなければなりませんので、9月発注ですと、もう8月とかくらいには工期を決めて起案をあげていくというので、今回、繰越をさせていただいて、工期をしっかり見定めて発注をしたいということで臨時議会ということで今回あげさせていただいております。お願いします。

議長 ほかよろしいですか。

(「ありません」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。議案第44号の討論を行います。討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。議案第44号を採決をします。採決は起立によって行います。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

議長 起立全員です。議案第44号は、原案のとおり可決されました。

議長 以上で、本日の日程はすべて終了しました。本日はこれで閉会とします。

閉会 午前10時00分